

（非常点滅表示灯）

第47条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第41条の3の規定並びに細目告示第61条、第139条及び第217条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車には、非常点滅表示灯を備えなければならない。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、幅0.8メートル以下の自動車並びに最高速度40キロメートル毎時未満の自動車並びにこれらにより牽引される被牽引自動車^{けん}にあつては、この限りでない。
 - 二 非常点滅表示灯については、第45条第1項第1号イ、ロ及びホからトまで、第2号（ハの表のb及びcを除く。）並びに第3号（トからヌまでを除く。）の規定（自動車の両側面に備える方向指示器に係るものを除く。）を準用する。ただし、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火（以下「非常灯」という。）として作動する場合には同条第1項第3号イに掲げる基準に適合しない構造とすることができる。
 - 三 非常点滅表示灯は、前号に規定するほか次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ すべての非常点滅表示灯は、同時に作動する構造であること。
 - ロ 左右対称に取り付けられた非常点滅表示灯は、同時に点滅する構造であること。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和44年3月31日以前に製作された自動車	第1号

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第3号ロ	点滅	点滅し、又は光度が増減

4 昭和48年11月30日以前に製作された自動車については、第1項第2号の規定により準用される第45条第1項第2号イ、ロ及び第3号イ並びに第1項第3号ロの規定にかかわらず、非常点滅表示灯は、次の基準に適合する構造とすることができ、かつ、制動灯が点灯している場合には、その操作装置を操作した状態においても点滅又は光度の増減を停止する構造とすることができる。

- 一 点滅を表示する方向30メートルの距離から表示部の形状が確認できるものであるこ

- と。
- 二 毎分50回以上120回以下の一定の周期で点滅し、又は光度が増減するものであること。
- 三 光度が増減するものは、車幅灯又は尾灯と兼用するものであること。
- 四 光度が増減するものの最大光度は、当該車幅灯又は尾灯の光度の3倍以上であること。
- 五 灯光の色は、黄色又は^{とう}橙色であること。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては、点滅を前方に表示するためのものについては白色又は乳白色、点滅を後方又は後側方に表示するためのものについては赤色とすることができる。
- 5 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3. 23. の規定は、適用しない。
- 6 平成22年6月10日以前に製作された自動車にあっては、細目告示第139条第3項第4号及び第217条第3項第4号の規定を適用しなくてもよいものとするとともに、細目告示別添52 4. 8. 7. 1. 中、「他の操作装置と独立して手動で操作できるものでなければならない。」とあるのは、「他の操作装置と独立して操作できるものでなければならない。」と読み替え、同別添4. 8. 7. 2. は適用しなくてもよいものとするほか、細目告示別添54 4. 6. 6. 1. 中「他の操作装置と独立して手動で操作できるものでなければならない。」とあるのは、「他の操作装置と独立して操作できるものでなければならない。」と読み替え、同別添4. 6. 6. 2. は適用しなくてもよいものとする。
- 7 平成26年1月29日以前に製作された自動車については、細目告示第139条第3項第4号、第217条第3項第4号及び別添52 4. 8. 7. 2. に関わらず道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成23年国土交通省告示第73号）による改正前の細目告示第139条第3項第4号、第217条第3項第4号及び別添52 4. 8. 7. 2. の規定に適合するものであればよい。
- 8 保安基準第41条の3第3項及び細目告示第61条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 9 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添52 4. 8. 1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第147号）による改正前の細目告示別添52 4. 8. 1. の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成31年2月9日以前に製作された自動車
- 二 平成31年2月9日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

- 10 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第61条第2項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第61条第2項及び別添53の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和5年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 国土交通大臣が定める自動車
- 11 次に掲げる二輪自動車については、細目告示第61条第2項の規定中「協定規則第53号」とあるのは、「協定規則第53号第3改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和10年8月31日以前に製作された二輪自動車
 - 二 令和10年9月1日から令和12年8月31日までに製作された二輪自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和10年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和10年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と非常点滅表示灯の型式が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和12年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの